

大気汚染防止法による規制・指導の概要（揮発性有機化合物に関する規制） R4.4

この資料は、大気汚染防止法に規定する揮発性有機化合物排出施設にかかる届出や規制基準等についてまとめたものです。同法では、このほか、「ばい煙に関する規制」、「一般粉じんに関する規制」等についての規定があります。

1 揮発性有機化合物排出施設を設置するものの義務

工場又は事業場に、大気汚染防止法（以下「法」という。）で定める揮発性有機化合物排出施設を設置する場合、設置者には以下のような義務があります。なお、揮発性有機化合物排出施設は表1（揮発性有機化合物排出施設）のとおりです。

表1 揮発性有機化合物排出施設

法施行令 別表第1の2	施設の種類の種類	施設の規模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する 乾燥施設 （揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力、以下同じ。）が1時間当たり 3,000 立方メートル以上のもの
2	塗装施設 （吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり 100,000 立方メートル以上のもの
3	塗装の用に供する 乾燥施設 （吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり 10,000 立方メートル以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する 乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり 5,000 立方メートル以上のもの
5	接着の用に供する 乾燥施設 （前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり 15,000 立方メートル以上のもの
6	印刷の用に供する 乾燥施設 （オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり 7,000 立方メートル以上のもの
7	印刷の用に供する 乾燥施設 （グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり 27,000 立方メートル以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による 洗浄施設 （当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5平方メートル以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサ、その他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の 貯蔵タンク （密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000 キロリットル以上のもの

（法第2条第5項、法施行令第2条の3別表第1の2）

（1）揮発性有機化合物排出施設を設置するものの義務

揮発性有機化合物排出施設等の届出の義務	法第17条の5、法第17条の6、法第17条の7、法第17条の13
排出基準を守る義務	法第17条の10
濃度測定の義務	法第17条の12

2 届出書の種類

(1) 揮発性有機化合物排出施設

届出の種類	届出を必要とするとき	届出の時期
揮発性有機化合物排出施設 設置届出書 様式第2の2 (法第17条の5第1項)	揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするとき (増設、更新を含む)	設置工事着手の 60日前
揮発性有機化合物排出施設 使用届出書 様式第2の2 (法第17条の6第1項)	ある施設が揮発性有機化合物排出施設となった際、現 にその施設を設置しているとき(設置の工事をしてい る場合も含む)	新たに施設に指 定された日から 30日以内
揮発性有機化合物排出施設 変更届出書 様式第2の2 (法第17条の7第1項)	上記の設置届出書又は使用届出書により届出をした 施設の構造、使用の方法又は処理の方法を変更しよ うとするとき	変更工事着手の 60日前
氏名等変更届出書 様式第4 (法第17条の13第2項)	以下の内容を変更したとき ・届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は、その代表者の氏名 ・工場又は事業場名称及び所在地	変更のあった日 から30日以内
揮発性有機化合物排出施設 使用廃止届出書 様式第5 (法第17条の13第2項)	揮発性有機化合物排出施設の使用を廃止したとき	施設の使用を廃 止した日から30 日以内
承継届出書 様式第6 (法第17条の13第2項)	揮発性有機化合物排出施設を譲り受け、又は借り受け たとき 届出者について相続又は合併があったとき	承継のあった日 から30日以内

(2) 届出に必要な書類

届出には(ア)の届出書及び(イ)の添付資料の両方が必要です。揮発性有機化合物排出施設設置(使用、変更)届出書以外の届出書には添付書類は不要となります。

ア 揮発性有機化合物排出施設設置(使用、変更)届出書

(ア) 届出書及び別紙

届出書及び別紙	備考
様式第2の2 揮発性有機化合物排出施設設置(使用、変更)届出書	-
別紙1 揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	-
別紙2 揮発性有機化合物の処理の方法	-

(イ) 添付書類

必要な書類	備考
揮発性有機化合物排出施設の構造とその寸法を記入した概要図	-
揮発性有機化合物の処理施設の構造とその寸法を記入した概要図	-
揮発性有機化合物の排出及び揮発性有機化合物の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類	-
揮発性有機化合物排出施設及び揮発性有機化合物の処理施設を示した工場・事業場配置図	-
排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所を示した書類	測定箇所が設けられている場合のみ
緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類	-
工場・事業場への案内図	-
変更内容を説明する書類及び図面	変更届出書の場合のみ添付

(3) 届出部数

各届出とも2通提出してください。

3 排出基準

揮発性有機化合物排出施設を設置している者は、当該揮発性有機化合物排出施設について、次に定める排出基準を遵守しなければなりません。

法施行令 別表第1の2	法施行規則 別表第5の2	施設の種類	施設の規模	排出基準
1	1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する 乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり 3,000 立方メートル以上のもの	600ppmC
2	2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が1時間当たり 100,000 立方メートル以上のもの	自動車の製造の用に供するもの 既設： 700ppmC 新設： 400ppmC
	3			その他のもの 700ppmC
3	4	塗装の用に供する 乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が1時間当たり 10,000 立方メートル以上のもの	木材又は木製品(家具を含む)の製造の用に供するもの 1,000ppmC
	5			その他のもの 600ppmC
4	6	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する 乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり 5,000 立方メートル以上のもの	1,400ppmC
5	7	接着の用に供する 乾燥施設 (前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が1時間当たり 15,000 立方メートル以上のもの	1,400ppmC
6	8	印刷の用に供する 乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり 7,000 立方メートル以上のもの	400ppmC
7	9	印刷の用に供する 乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり 27,000 立方メートル以上のもの	700ppmC
8	10	工業の用に供する揮発性有機化合物による 洗浄施設 (当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5平方メートル以上のもの	400ppmC
9	11	ガソリン、原油、ナフサ、その他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の 貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	容量が 1,000 キロリットル以上のもの	60,000ppmC (平成 18 年 3 月 31 日以前に設置されている 2,000kL 未満の貯蔵タンクを除く)

(法第 17 条の 4、法施行規則第 15 条の 2 別表第 5 の 2)

(注) 既設とは、平成 18 年 4 月 1 日において、現に設置されている施設(施設の工事が着工されているものを含む)をいう。

(注) 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率である。

4 濃度測定等の義務（法第 17 条の 12、法施行令第 15 条の 3）

揮発性有機化合物排出者は、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を保存しなければなりません。

（1）測定方法

- ・ 揮発性有機化合物濃度の測定法（平成 17 年 6 月 10 日号外環境省告示第 61 号）

（2）測定回数

- ・ 年 1 回以上

（3）保存内容

- ・ 測定の年月日及び時刻
- ・ 測定者
- ・ 測定箇所
- ・ 測定法
- ・ 揮発性有機化合物排出施設の使用状況

（4）保存期間

- ・ 3 年間

5 命令等

（1）計画変更命令等（法第 17 条の 8）

揮発性有機化合物排出施設の設置の届出又は揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出があった場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法に関する計画の変更又は揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることがあります。

（2）改善命令等（法第 17 条の 11）

揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、当該揮発性有機化合物排出者に対し、期限を定めて当該揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法を若しくは当該有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物の処理の方法の改善を命じ、又は当該揮発性有機化合物排出施設の使用の方法の一時停止を命ずることがあります。

6 報告及び検査（法第 26 条）

（1）揮発性有機化合物排出施設の設置者に対して、施設の状況その他必要な事項の報告を求めることがあります。

（2）揮発性有機化合物排出施設を設置する工場又は事業場に立ち入り、施設その他の物件を検査することがあります。

7 罰則（法第 33 条、法第 34 条第 1 号、法第 35 条第 1 号、法第 35 条第 2 号、法第 36 条、法第 37 条）

改善命令等に従わなかったとき、届出を怠ったとき、報告又は立ち入り検査を拒んだときなどには、罰則を適用することがあります。

8 届出先及び問い合わせ先

- ・ 緑区（橋本・大沢地区）・中央区・南区

相模原市環境経済局環境保全課

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 5 階

電話：042（769）8241

- ・ 緑区（城山・津久井・相模湖・藤野地区）

相模原市環境経済局津久井地域環境課

住所：〒252-5172 相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 2 階

電話：042（780）1404